

差別の解消と相談支援の充実を重点に

人権にかかわる法律が前進

人権問題が複雑化、多様化していますが、人権を保障する法制度も前進しています。「障害者権利条約」(2006年採択)を受けて、「障害者基本法」が改正され(2011年)、これを具体化するための「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」(2013年8月成立、2016年4月施行)が制定されました。

また、高齢化の進展や長引く不況による失業者の増大、非正規雇用の増加などからくる生活困難に対して、「子どもの貧困対策法」(2014年1月施行)や、「生活困窮者自立支援法」(2013年12月成立、2015年4月施行)が作られたりしています。

一方で深刻な差別や人権侵害

しかし、人権侵害の状況を見ると、深刻化している面があります。2012年度に大阪府や市町村に報告されている府内の人権侵害事象は139件ですが、報告されていない事象はもっとあると思われます。また、戸籍等不正取得事件のような個人情報の不正取得は、それがストーカー殺人に利用されるなど命にかかわる問題になってきています。

また、東京や大阪で在日コリアンに対して「出ていけ」などと宣伝する「ヘイトスピーチ(憎悪表現)」が白昼に公然と行われており、差別がエスカレートしていく動きがあります。

大阪で求められる課題

大阪府においては、「障害者差別解消法」を受けた差別解消のためのガイドラインの策定や相談・支援体制の整備の検討が進められています。また、障がい者差別を除く差別解消のためのガイドラインの検討も始まっています。これらは特に差別に焦点をあてて、行政や民間

の取り組みを構築しようとするものです。

そして、「生活困窮者自立支援法」では、自立相談支援事業などの事業が2015年度の施行に向けて準備されており、これらを活用して大阪府内の相談支援事業をさらに充実させることが必要です。

大阪府人権協会の役割

複雑化、多様化する人権問題に対して、さまざまな人権問題を発見し、それを幅広いネットワークの取り組みによって社会問題として取り組むことで、人権問題の解決につなげていく、人権のセンターとなることが、大阪府人権協会の役割です。そのために、①人権相談支援、②人権啓発、③人材養成、そして④これらを進めるネットワークの形成に取り組みます。

2014年度の取り組みの重点

特に今年度は次のことを重点に取り組みます。

- 1) 人権相談、人権啓発および人材養成の推進
 - ①最終年となる人権相談・啓発等事業の実施
- 2) ネットワークの強化
 - ①行政や団体、企業との連携やネットワーク
 - ②おおさか人権協会連絡協議会での検討
 - ③被差別・社会的マイノリティのプラットフォーム
 - ④「専門アドバイザー(仮称)」の検討
- 3) 提言機能の強化
 - ①人権問題解決の課題や方向について提言
- 4) 新たな方向と事業の検討
 - ①大阪府人権協会の財政基盤確立の検討
 - ②行政や団体、企業等との共同を検討
 - ③「障害者差別解消法」や「生活困窮者自立支援法」による事業の検討

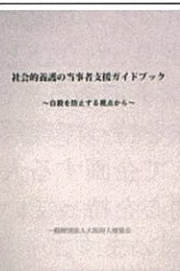
2014年度も大阪府人権協会としての役割を果たせるよう、全力で取り組んでまいります。

<< 目次 >>

- 1面 差別の解消と相談支援の充実を重点に
- 2・3面 事業報告 人権総合講座/えせ同和行為根絶連絡会議総会/まいぷら/RAAP/介護相談員現任研修/人権と結婚/おおさか相談フォーラム
- 4面 事業報告 「社会的養護の当事者が抱える困難さとその支援」/人権NPO協働/よりそいホットライン他

<< 出版のお知らせ >>

大阪府民間団体自殺対策緊急強化事業を活用し「社会的養護の当事者支援ガイドブック」を作成しました。当協会のホームページからダウンロードできます。



事業報告

述べ、187人が受講されました！ 「2013年度 大阪府人権総合講座(後期)」

大阪府から委託を受けて実施する「大阪府人権総合講座」の後期は10月11日～1月28日の期間のうち17日間で、67科目を実施しました。

講座には大阪府、市町村、NPO団体、企業、地域において人権啓発や相談に携わる方等が参加され、様々な人権課題に対応する相談事業及び効果的な人権啓発事業につなげるスキルを熱心に学ばれていました。

本講座は様々な人権問題が学べる内容で、後期の人材養成コースとして①人権総合相談員養成(応用)コース、②人権総合相談員養成(専門)コース、③人権コーディネーター養成コースの3コースを実施しましたが、関心のある科目だけを受講できる「科目選択受講」も可能とし、延べ187人の方に受講していただきました。

人材養成コース	受講者	修了者
人権総合相談員(応用)	37人	30人
人権総合相談員(専門)	36人	30人
人権コーディネーター	18人	14人
後期人材養成コース合計	91人	74人
科目選択	96人	

【受講者の声】

・これまで障がい者や高齢者の人権問題については実践を通して学んできましたが、社会の中では多くの人権問題が重なり合いながら存在し、また、その問題に取り組んでいる人々がいて、その活動が制度として社会を変えていることを知りました。

・人権に関する検討課題は我が国だけの問題ではなく、国家間や人種間、信教間などにおいても検討する必要があることを改めて学ぶことができました。特に国連の人権に関する諸制度、それが及ぼす我が国への影響等につ



いても学ぶことが出来たため、グローバルな視点で人権を相対的に見る事が出来たと感じています。

・今回の研修を通じて、大きな二つのものを受け取ることができた。ひとつは人権啓発活動をシステムの視点で見ることができるようになったことであり、もうひとつは会議の運営・意思決定の方法へのヒントである。

・人権課題に対して、正しい知識と興味を持って理解していただけるように、住民や職員に対して企画する人権研修や人権講座に活用し、人権問題に関心を持っていた方々を少しでも増やしていきたいと思ひます。

STOPえせ同和行為！！

2013年11月25日(月)HRCビルにて、えせ同和行為等根絶大阪連絡会議の第7回総会が開かれ、121人が参加しました。大阪連絡会議には、現在行政、企業、市民団体等118団体が加盟しており、大阪府人権協会が事務局を担っています。

総会では、主催者を代表して小高惇兵会長が、えせ同和行為等が未だ根絶に至っていない現状を話し、「人権が確立された社会の実現に向かって役割を果たしていきたい」と挨拶しました。柴原浩嗣事務局次長(当協会)が、昨年度の活動報告を行いました。今年度の方針として赤井隆史事務局長(大阪府連)が①相談及び集約体制を確立。人権機関のネットワーク作り、②加盟団体等の独自の取り組みを強化、③研修や啓発活動、④運営体制の強化などを提案し確認しました。2部では暴力団排除条例についてのDVD上映と、「最近の暴力団の動向と今後の対策について」をテーマに暴力追放推進センターの黒川吉庸専務理事が講演を行いました。

被差別マイノリティプラットフォーム



大阪府では障がい者差別解消のガイドラインづくりと並行して、他の差別解消のガイドラインづくりが検討されています。

2013年12月12日から、当事者や支援者が語り合うプロセスを通して「どのような差別があるのか」の違いや共通点を共有し社会に発信するための「被差別・社会的マイノリティプラットフォーム(以下“まいぷら”)」を開催しています。これまで“まいぷら”を3回開催し、LGBT(※)、外国人、HIV・血友病、見た目問題、ハンセン病問題、部落問題の当事者や支援者の方に集まっていたいただき、テーマを設定して語り合っています。

例えば、就職の履歴書にあたって、LGBTでは性別欄、外国人では民族名、HIV・血友病では病歴、見た目問題では添付写真などなど、当事者が場面々々で、悩みを抱えていることを互いに共有しています。“まいぷら”は、まだまだはじまったばかりです。他の当事者や支援者にも広げながら進めていきたいと思ひます。



ファシリテーターへの自信につながった

人権・部落問題学習のプログラム（RAAP(ラップ)）を実施できるファシリテーター養成講座の第6期を、2013年12月14日から2014年1月12日にかけて6日間の日程で開催しました。

今期からの参加者は7人で、行政、NPO、啓発センター関係などからご参加いただき、理論やスキルを学ぶだけではなく、実際のファシリテーター体験をすることで実践に向けた道筋をつけることができました。

【参加者の感想】

- ・批判ではないアドバイスが自信や、やってみようという気持ちにつながりました。
- ・ファシリテーションを行う上でのトラブルや悩みに

対する対処方法や心構えなど、様々な方の意見や実例を聞いたことがよかった。



介護サービスに人権の視点を 「介護相談員現任研修」

大阪府内で活動されている介護相談員を対象に、相談のスキルアップを図るための現任研修を2月に2日間の日程で実施しました。大阪府内23市町から114人が受講し、108人が修了しました。

講座では、認知症についての理解やコミュニケーションを中心に学び、事例検討では、介護保険の利用者の思いに寄り添うための大切な視点等について考えました。また、介護相談員同士の交流の場にもなりました。

研修で学んだ内容が、介護サービス提供の場における人権と利用者及び従事者を含めた人権を大切にしたい取り組みにつながるよう期待します。

【受講者の声】

- ・相談員として認知症の方への接し方がとても参考になりました。
- ・私たちの活動で利用者さんがほっとできたらいいです。講義が活用できるようにしたいです。
- ・ワークがあつて他の地域の相談員さんも同じような悩みがあるのだと思いました。



人権と結婚～LGBTの体験談を通して

毎年、大阪府では府内の結婚相談業・結婚情報サービス業・仲人業を営む方を対象にした人権研修会を開催しています。当協会も協力し、今年は「人権と結婚～LGBT（※）の体験談を通して」を題して、パネルディスカッションが2014年2月14日に開催されました。

パネリストには、NPO 法入虹色ダイバーシティの村木真紀さんが人口の約5%、20人に一人であるLGBTの概要と国際的な動きや市場について、なんもり法律事務所の弁護士の吉田昌史さん、南和行さんが「夫夫の同性結婚と生活」について報告されました。コーディネーター（進行）は、当協会の谷川雅彦業務執行理事が努めました。

結婚相談業へ期待することとして、南弁護士から、結婚相談業は家族に幸せをもたらせる仕事と話し、ただし裏を返せば家族の事情に踏み込まないといけない。その時にLGBTの当事者がいるかもしれないことを思っていたきたい。吉田弁護士から、多様性を受け入れる空間を作るためにも、従来の凝り固まった考え方を考えるサポートをしたり、お互いが受け入れる素地づくりをお手伝いしてほしいと話されました。村木さんは、この場で話すことが画期的と話し、今日の話をホームページで掲載していくなど、受け入れる姿勢を持って欲しいと話されました。



2013おおさか相談フォーラム

人権相談機関ネットワークの加盟団体や相談窓口担当の人を中心として顔の見える実質の連携と、相談業務向上を目的として2014年3月12日「おおさか相談フォーラム」を開催しました。

1部は「発達障がいをもっと正しく理解しよう」と題してアクト大阪センター長の堀内桂さんにお話しをしていただき、事例報告で実際に発達障がいの方の相談をうけられた内容を東大阪市長瀬就労支援センターの小野剛さんに発表していただきました。

2部のワールドカフェでは参加者同士が相談で困っている事などを出し合い終始和やかな雰囲気でした。堀内さんはワールドカフェにも参加くださり具体的なアドバイスやコメントもいただき、「大変参考になった。」と感想がありました。今後の相談業務に際して参加者同士の連携でより良い支援ができるようになればと願います。アンケートでは「ワールドカフェで話す時間が短かった。もっとみなさんと話がしかつた。」とのたくさんのご意見がありました。

※LGBTとは、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）の頭文字を取ったものです。

事業報告

「社会的養護擁護の当事者が抱える 困難さとその支援」学習会

「社会的養護擁護の当事者が抱える困難さとその支援」学習会を3月17日に開催しました。

2013年度大阪府民間団体自殺対策緊急強化事業補助金事業として社会的養護支援事業の一環で今回の学習会を行いました。社会的養護施設で育った経験のある人は『生』への意欲が低く、「自分なんか生まれてこなければよかった。」「生きていても仕方がない。」という思いを持つ人もいます。相談業務の中でそんな『死』と直面した人を支援するときに参考にさせていただくために「社会的養護の当事者支援ガイドブック」を作成しました。その作成者の長瀬正子さんを講師に迎え、支援に際してのポイントをお話ししていただきました。アンケートでは、「今回の学習会で社会的養護という言葉を知った。」「今後の支援に際してこのガイドブックを活用していきたい」とのご意見がありました。

新たな4つの協働事業を展開

人権に取り組むNPO・市民団体（以下人権NPO）がチャレンジする事業企画を応援するために、2013年度から独自事業として人権NPO協働助成金を設立しました。新しい人権問題解決のための事業企画を募集して、応募総数が12件ありました。人権NPO創造事業推進委員による厳正な審査の結果、4つの事業が決定しました。助成事業および団体は次のとおりです。

①アルビノ甲子園（アルビノ・ドーナツの会）②出前講座「自分のセクシュアリティを考えよう。そして



セクシュアルマイノリティについて学ぼう」(QWRC) ③在日コリアン青年のための疎外・差別相談（在日コリアン青年連合（KEY））④当事者の自主的な社会交流推進（ほしぞら）

今年度からは、事業を進めるなかで、驚いたこと、嬉しい出来事、困ったことなどのプロセスに焦点をあて、人権NPOの活動が前進できるよう協働の取り組みを進めていきますので、ぜひ注目してください。

今後も人権NPOを応援する事業を検討し、より充実した内容へと発展させてまいりたいと思います。皆さんのあたたかいご支援・ご協力よろしくお願いします。

よいそいホットライン

一般社団法人社会的包摂サポートセンターが厚生労働省社会・援護局の補助金を受け、全国どこからでもかけられる24時間フリーダイヤルの電話相談を2011年3月から開始し、どんな悩みでも受け付けています。

電話は、①生活や暮らしに関する相談②外国語による相談③性暴力、DVの相談④性別や同性愛に関する相談⑤自殺念慮のある方の相談の5つのカテゴリーに別れています。当協会は全国自殺対策民間ネットワークに加盟し、この相談電話の⑤の一部を担っています。今年度も専門の相談員に来ていただき、毎週金曜日に福島、宮城、岩手の震災地域の方専用ラインの電話を受け付けています。

1日に9～10件の相談があり、ひっきりなしに電話がかかってきます。どこにも言えないで電話をくださる方がこんななにかにいらっしゃるのだとこの電話の必要性を感じます。電話番号は0120-279-338（24時間フリーダイヤル電話相談）。必要な方にこの電話番号をお伝えください。（全国どこからでもかけられます。）

—— 賛助会員の募集と寄付のお願い ——

（一財）大阪府人権協会が行う、被差別・社会的マイノリティの人権を柱とする人権啓発、人権相談・支援、人材養成とネットワークづくりを支えていただける賛助会員の募集と寄付のお願いをしています。

賛助会員には、日常的な人権に関する相談や人権研修の相談、講師派遣、「人権協会ニュース」の送付、各種講座・研修会・講演会等のご案内をいたします。また、当協会の出版物・講座参加費の割引等もあります。

何卒、ご支援いただきますよう、よろしくお願いします。会費および寄付は、郵便振替口座にお振り込みください。

* 口座名：一般財団法人大阪府人権協会
ザイ）オオサカフジンケンキョウカイ

* 口座記号番号：00930-8-272377

賛助会員	個人	1口	5,000円
	団体・法人	1口	30,000円
寄付金	個人	1口	1,000円
	団体・法人	1口	10,000円

賛助会員入会・寄付 ありがとうございます

2013年9月から2014年3月末現在(敬称略)

個人・団体賛助会員：3人の方に入会いただきました。

個人寄付：高尾 節子、北條 達人 他4人の方より寄付をいただきました。



編集
・
発行



いっ ばん ざい だん ぼう じん おお さか ふ じん けん きょう かい
一般財団法人 大阪府人権協会

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル 8階

TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614

URL: <http://www.jinken-osaka.jp>

E-mail: info@jinken-osaka.jp